

令和7年10月27日

令和7年度第7回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和7年10月27日(月)

午後1時30分開会～午後3時45分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第32号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第33号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について

4. 協議事項

1) 企画

報告(1) 令和7年度第水稻検見評定【実収量後】について

5. 出席農業委員(25名)

1番 菅原 ひろみ 委員	2番 小野寺 正 晃 委員
3番 布塚 幸子 委員	4番 中本 奈美 委員
5番 白川 知則 委員	6番 高橋 順子 委員
7番 佐々木 ひろ子 委員	8番 櫻井 正幸 委員
9番 齋藤 真理子 委員	10番 菅原 清一 委員
11番 佐々木 正彦 委員	12番 下山 信行 委員
13番 高橋 英理子 委員	14番 只埜 和臣 委員
15番 鈴木 至 委員	16番 佐藤 裕之 委員
18番 佐々木 俊通 委員	19番 佐々木 大 委員
20番 中森 昭悦 委員	21番 中鉢 守 委員
22番 菅原 まり子 委員	23番 今野 久男 委員
24番 中條 泰洋 委員	25番 熊谷 安正 委員
26番 佐々木 政直 委員	

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

22番 遊佐幸広 委員

23番 伊藤吉弘 委員

24番 佐々木 ゆき子 委員

7. 欠席委員(1名)

17番 佐藤伸幸 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 途中退席委員(2名)

11番 佐々木 正彦 委員

22番 菅原 まり子 委員

10. 議案提案者

会長 佐々木 政直

11. 出席職員

事務局長 竹内 満博

事務局次長 三浦 伸一

事務局長補佐 星 充浩

事務局長補佐 桑添 滋行

主幹兼係長 石垣 佳子

主幹兼係長 湯山 栄大

主事 門脇 啓太

主事 鈴木 聖己

主査 千葉 浩汰

再任主査 相澤 勝博

主査 加藤 邦彦

主事 佐野 敏光

主事 及川 隆司

午後1時30分開会

事務局(桑添事務局長補佐)

ただいまから、令和7年度第7回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。  
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(桑添事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長，よろしくお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は，17番佐藤伸幸委員であります。なお，17番佐藤伸幸委員からは欠席の届出があります。

また，11番佐々木正彦委員，22番菅原まり子委員からは早退の届出があります。

出席委員が定足数に達しておりますので，大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により，令和7年度第7回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に，次第の3会期の決定について，お諮りいたします。会期を本日一日限りとしたいと思いますが，これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，会期を本日一日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に，次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。7番佐々木ひろ子委員，8番櫻井正幸委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に，桑添滋行事務局次長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで，事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について，事務局から説明願ひます。

事務局（星事務局次長補佐）

〔報告1～2の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から2の事項に対し，確認しておきたいことはございませんか。質疑がないようですので，これより議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」番号98から110までの13案件について審議

いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 29 号番号 98 から 110 までの 13 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 109 について伺います。申請地と譲受人の住所が離れており、譲受人は 2,987 m<sup>2</sup>を貸付けしており、8,985 m<sup>2</sup>の土地を取得する予定とのことですが、どのような営農計画になっているのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

譲受人は現在、会社員として勤務しており、父親の指導のもと、農業もしている状況です。農機具等については、父親が所有している農機具等を借り、繁忙期に手伝っている状況で、作物については、水稻、ジャガイモ、タマネギ等の予定となります。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員、よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員委員）

貸付けしている農地の周辺ではなく、譲受人の在住場所、もしくは父親がいる辺りで、今後は作るという話なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地である場所の近くに父親は住んでおり、親子で営農する計画です。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員、よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。担い手不足なので、新たに家業を継ぎ、ましてや他地域と

なるので特段問題のない営農をしていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号107について伺います。譲渡人と譲受人が同じで県外とのことですが、どのような営農計画にしていけるのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

譲受人の法人については、申請地のすぐ近くに支店があり、支店の従業員で営農をしていく予定です。また、農業資材及び農産物を販売している法人で、今回、法人の収益強化のために生産に新規参入で取り組んでいます。本件のほかも、こちらの法人は山形市、天童市でも生産を行っています。農機具等については、近くの営農されている方から借りながら行っていくと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。6番委員。

6番（高橋順子委員）

番号110について伺います。どのような営農計画になっているのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

譲受人は、申請地周辺に既に農地を複数筆所有しており、営農をしている状況となります。申請地については、にんにく等を育てる予定で、農機具等は所有しています。議案書の記載のとおり、市外に在住ですが、既に通いで農業をしている状況です。

議長（佐々木政直会長）

6番委員，よろしいでしょうか。

6番（高橋順子委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

番号105について伺います。10a当たりの単価が高いのですが，何か理由があるのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

単価についての情報は伺っておりません。

議長（佐々木政直会長）

15番，よろしいでしょうか。

15番（鈴木至委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。質疑がないようですので，議案第29号番号98から110までの13か件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第29号番号98から110までの13か件について，許可と決定いたします。

次に，議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号12から14までの3か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。

11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

10月24日金曜日午前9時から、農業委員の3番委員、5番委員、24番委員、推進委員の22番委員、23番委員、24番委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので、報告いたします。

番号12を、3番委員申し上げます。

3 番（布塚幸子委員）

番号12を報告いたします。転用目的は、自宅進入路、庭園の一部としての利用です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、進入路はアスファルト舗装、植木や花が塀を境に植えてありました。農地区分は、おおむね10ha以上の第1種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、既に進入路はアスファルト舗装、庭園の一部として利用されているため、無断転用に該当するものと思われまます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号13と14を24番委員申し上げます。

24 番（中條泰洋委員）

番号13を報告いたします。転用目的は、集合住宅2棟、駐車場25台分、通路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草が繁茂している状態でした。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水はU字溝、汚水は浄化槽に流し、土砂流出対策として境界に擁壁を設置する計画で、周辺への影響はないと判断されます。

番号14を報告いたします。転用目的は、居宅、自宅進入路の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、位置図右側部分のとおり既に砂利が敷かれ、進入路として利用されており、位置図左側部分は畑として野菜が作付けされておりました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水はU字溝、汚水は浄化槽に流す計画で、周辺農地への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、既に砂利が敷



かれ、進入路として利用されているため、無断転用に該当するものと思われます。  
以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 30 号番号 12 から 14 までの 3 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。10 番委員。

10 番（菅原清一委員）

番号 12 について伺います。既に自宅進入路としてアスファルトが敷かれて利用され、無断転用との報告ですが、無断転用となった経緯等の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地については、既に他界している申請人の父親が、昭和 43 年頃から進入路として、昭和 57 年頃から庭園の一部として使用しており、農地法の転用許可が必要という認識もなく使用していたと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

10 番委員、よろしいでしょうか。

10 番（菅原清一委員）

昭和時代から既に利用しているということですが、今回の申請では非農地証明で証明できなかったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地については、過去に転用許可を取得しているか確認したところ、確認できませんでした。本来、農地転用は許可を取得してから行うものとなりますが、必要な許可を取得していなかったため、今回は追認での農地転用申請をしていただいた経緯となります。

議長（佐々木政直会長）

10 番委員，よろしいでしょうか。

10 番（菅原清一委員）

今まで同様の事例では非農地証明だったと思うのですが，非農地証明ではないことをもう一度，説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

本来であれば，農地転用については，転用の申請を行い，許可を受けてからの実施となります。国の通知文において，農地法の許可を得ないで，農地ではない状態で使用しているものについては，農地・非農地の判断をしない取扱要綱がでています。これに従い，手続を得ないで農地以外で使用しているものについては，農地・非農地の判断をしないで追認での転用申請を提出して審議をいただいていることとなります。

議長（佐々木政直会長）

10 番委員，よろしいでしょうか。

10 番（菅原清一委員）

昭和時代から自宅進入路と庭園の一部として，既に無断転用として利用していることで，事務局からも経緯等の説明もありました。当人は他界しているので，今回は申請人から顛末書をいただくことが妥当ではないかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

無断転用であることから申請人から顛末書の提出を求めるという意見でありました。番号 12 に関連して質疑はございませんか。なければ，無断転用であることから申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。18 番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

番号 14 について伺います。既に砂利が敷かれ，自宅進入路として使用されていたとのことですが，その経緯等の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地については、既に他界している申請人の父親が昭和46年頃から、自宅へ出入りするための通路として使用をしていました。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

了解しました。経緯の説明によると、今回は申請人から顛末書をいただくことが妥当ではないかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

無断転用であることから申請人から顛末書の提出を求めるという意見でありました。番号14に関連して質疑はございませんか。なければ、無断転用であることから申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第30号番号13の1か件について、許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である議案第30号番号12の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、番号14の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第30号番号13の1か件について許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である、議案第30号番号12の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、番号14の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

次に、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」番号 63 の 1 案件は、議案第 32 号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」番号 16 の 1 案件と関連することから、また、番号 70 の 1 案件は議案第 32 号番号 17 の 1 案件と関連することから、この 2 案件を議案第 32 号と併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 31 号番号 61 と 62、64 から 69、71 から 73 までの 11 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 61 と 62、64 から 69、71 から 73 までの 11 案件の現地調査報告をいたします。番号 61 と 62 を 23 番推進委員お願いします。

23 番（伊藤吉弘推進委員）

番号 61 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚、駐車場の整備です。申請地周辺の状況は、田畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10ha に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

番号 62 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚の設置です。申請地周辺の状況は、田畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていましたが、一部雑草が繁茂している状態でした。農地区分は、10ha に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 64 を 3 番委員お願いします。

3 番 (布塚幸子委員)

番号 64 を報告いたします。転用目的は、駐車場の一部としての整備です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草が繁茂している状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。雨水は U 字溝に流し、土砂流出対策として盛土をして擁壁を設置する計画であり、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 65 から 67 を 5 番委員お願いします。

5 番 (白川知則委員)

番号 65 を報告いたします。転用目的は、倉庫、資材置場・通路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、既に倉庫、資材置場として長期にわたって使用されてきました。農地区分は、おおむね 10ha 以上の第 1 種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、既に倉庫・資材置場として使用されているため、無断転用に該当するものと思われま

す。番号 66 を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 9 区画、位置指定道路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、水稻が作付けされ、刈取りがされている状況でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、汚水は浄化槽に流す計画で、周辺農地への影響はないと判断されます。

番号 67 を報告いたします。転用目的は、ブロック塀の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、既にブロックが積まれ居住として使用されてきました。農地区分は、10ha に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、若干ではありますが農地にかかってブロック塀が積まれているため、無断転用に該当するものと思われま

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 68 を 22 番推進委員お願いします。

22 番 (遊佐幸広推進委員)

番号 68 を報告いたします。転用目的は、駐車場 (大型バス 7 台分, 中型バス 3 台分, マイクロバス 17 台分), 通路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 69 を 23 番推進委員お願いします。

23 番 (伊藤吉弘推進委員)

次に番号 69 を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場 3 台分、庭等の利用です。申請地周辺の状況は、住宅と道路に接している農地で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、おおむね 10 h a 以上の第 1 種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置される施設であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は U 字溝、汚水は公共下水道に流す計画で、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 71 から 73 を 24 番推進委員お願いします。

24 番 (佐々木ゆき子推進委員)

番号 71 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 132 枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草が繁茂している状態でした。農地区分は、10 h a に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。

番号 72 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 132 枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、畑で野菜が作付されていました。農地区分は、10 h a に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。

番号 73 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚の設置です。

申請地周辺の状況は、田畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

議案第31号番号61の1か件については、■番委員が関係する案件であります。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第31号番号61の1か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席願います。■番委員退席願います。

〔■番 ■委員 退室〕

議長（佐々木政直会長）

議案第31号番号61の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第31号番号61の1か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第31号番号61の1か件について許可相当と認め、県に進達いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第31号番号62、64から69、71から73までの10か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号65について伺います。既に倉庫、資材置場・通路等として使用されていたと報告がありました。無断転用に至った経緯等について、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地については、譲受人が平成23年頃から建築資材置場として利用していました。譲受人は農地法の許可について、必要な手続があることを認識していなかったと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

今回の譲渡人の案件が数件挙がっているようで、相続関係とっています。平成23年頃から業務目的で使用されているのですが、今回は営利目的で使用されていることが感じられるので、譲受人から始末書等の処置が必要だと思います。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩いたします。

[午後2時40分から午後2時55分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。

番号65に関連して、そのほか質疑ございませんか。14番委員、まとめをお願いします。

14番（只埜和臣委員）

2番委員から質問があり事務局から説明がありました。まとめとし、貸主と借主双方から連名で始末書をいただくことが妥当ではないかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

14番委員の意見で、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号65に関連しては、貸主と借主から連名で始末書の提出を求め



るとにしたいと思います。そのほか、質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号67について伺います。既にブロック塀が設置してあり、無断転用の状態と報告がありました。経緯等について、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請については、譲受人が平成4年頃からブロック塀の築造を行ってしまったと伺っています。国土調査の際に、境界杭が設置されたものの、当該、杭を越えた部分についても別の杭が存在していたため、位置を誤って認識していたとのことです。自己の土地が遠い方の杭だと思って認識が誤っていたことから、ブロック塀をはみ出して造ってしまったと伺っています。また、気付いたきっかけは、譲渡人が自宅を新築する際に土地調査を行ったことで境界からはみ出していたことに気が付いたと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

境界杭からはみ出していたことだが、はみ出していない部分に関しては宅地内に建っていることで、よろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

そのとおりです。あくまでもはみ出している部分について申請地の地番及び面積15㎡となります。はみ出している部分については分筆をして、地番及び面積を特定しています。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

譲受人がブロック塀を設置したので無断転用となるため、譲受人から始末書をいただくことが妥当ではないかと思います。

議長（佐々木政直会長）

番号 67 に関連して、そのほか質疑ございませんか。3 番委員。

3 番（布塚幸子委員）

地元委員ですが、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、贈与という形になったと思います。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員、3 番委員から意見をいただきました。これを踏まえて、そのほか、質疑ございませんか。なければ、18 番委員から意見をいただいた譲受人より始末書の提出を求めることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第 31 号番号 62, 64, 66, 68 と 69, 71 から 73 の 8 案件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である議案第 31 号番号 65 の 1 案件については、貸主と借主から連名で会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、番号 67 の 1 案件については、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、いずれにも無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 31 号番号 62, 64, 66, 68 と 69, 71 から 73 の 8 案件について許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である議案第 31 号番号 65 の 1 案件については、貸主と借主から連名で会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、番号 67 の 1 案件については、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、暫時休憩します。

[午後 2 時 50 分から午後 3 時 5 分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議案第 32 号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」番号 15 から 17 までの 3 案件と、番号 16 の 1 案件と関連する議案第 31 号番号 63 の 1 案件と、番号 17 の 1 案件と関連する議案第 31 号番号 70 の 1 案件について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局(星事務局長補佐)

[資料により説明]

議長 (佐々木政直会長)

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地副委員長、よろしくお願ひいたします。14 番委員。

14 番 (只埜和臣委員)

それでは、農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について現地調査員から、調査結果についての報告をいたします。番号 63 を 3 番委員お願ひします。

3 番 (布塚幸子委員)

番号 63 を報告いたします。転用目的は、居宅と駐車場 3 台分の整備です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、整地され、中央にサツマイモが植えてありました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。申請地以外に周辺に田畑はなく、雨水は U 字溝、汚水は公共下水道に流し、土砂流出対策として境界に擁壁を設置する計画で、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

14 番 (只埜和臣委員)

番号 70 を 22 番推進委員お願ひします。

22 番 (遊佐幸広推進委員)

番号 70 を報告いたします。転用目的は、重機・資材置場、仮設駐車場、敷地内通路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と太陽光発電パネルに囲まれた一角で、申請地の管理状況は、既に重機・資材置場として使用されてきました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

14 番 (只埜和臣委員)

以上で現地調査の報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 32 号番号 15 から 17 までの 3 件と、番号 16 の 1 件と関連する議案第 31 号番号 63 の 1 件と、番号 17 の 1 件と関連する議案第 31 号番号 70 の 1 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第 32 号番号 15 から 17 までの 3 件と、番号 16 の 1 件と関連する議案第 31 号番号 63 の 1 件と、番号 17 の 1 件と関連する議案第 31 号番号 70 の 1 件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 32 号番号 15 から 17 までの 3 件と、番号 16 の 1 件と関連する議案第 31 号番号 63 の 1 件と、番号 17 の 1 件と関連する議案第 31 号番号 70 の 1 件について許可相当と認め、県に進達いたします。

次に、議案第 33 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について」番号 263 から 277 までの 15 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号 263 から 277 までの 15 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号 263 から 277 までの 15 件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 33 号番号 263 から 277 までの 15 件について同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。これで審議事項を終了いたします。

次第の8協議事項に入ります。初めに、企画の報告(1)「令和7年度水稻検見評定【実収量後】について」企画広報委員長より説明願います。21番委員。

21番(中鉢守企画広報委員長)

[資料により説明]

議長(佐々木政直会長)

ただいま、企画広報委員長より説明がありました。何か確認しておいたこと  
はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長(佐々木政直会長)

そのほか、ございませんか。なければ、企画の報告(1)「令和7年度水稻検見評定【実収量後】について」は終了いたします。

議長(佐々木政直会長)

ここで事務局より業務予定をお願いします。

事務局(竹内事務局長)

[業務予定]

議長(佐々木政直会長)

最後に事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありますか。

2番(小野寺正晃委員)

[連絡事項]

事務局(星事務局長補佐)

[連絡事項]

13番(高橋英理子委員)

[連絡事項]

議長(佐々木政直会長)

以上で、本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。  
長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして議長の座を降りさせて  
いただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局(桑添事務局長補佐)

以上をもちまして、令和7年度第7回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

午後 3 時 45 分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 10 月 27 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐々木 ひろ子

委 員 櫻 井 正 幸